地方税におけるQRコードの規格について

地方税共通納税システムについて

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から 通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズ が高い。
- 令和元年10月からeLTAXに「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となっている。

概要

<主なメリット>

納税者

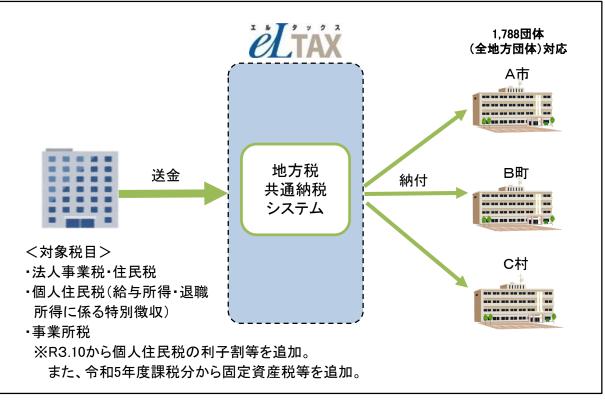
- 対象税目について、全ての地方団体 に対して電子納税可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、 複数地方団体への納付が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽 減

地方団体

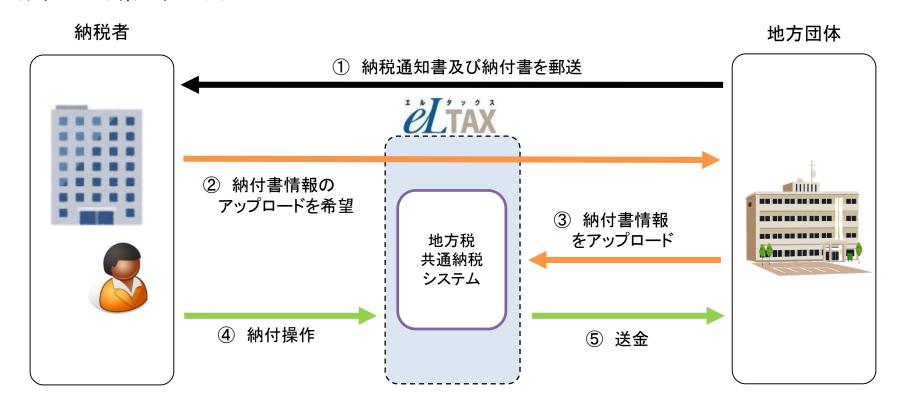
- 納付書の封入作業等の負担軽減
- 印刷費、郵送費等の負担軽減



地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- 地方税共通納税システムの対象税目について、賦課税目である固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加(令和5年度以後の課税分について適用)。
- 地方税における電子化の推進に関する検討会においては、その実現方策として、地方団体が納付書情報を地方税共通納税システムにアップロードする案(アップロード案)を検討する中で、紙の納付書にQRコードを付すことについても検討を進めることとしている。

〈アップロード案のイメージ〉



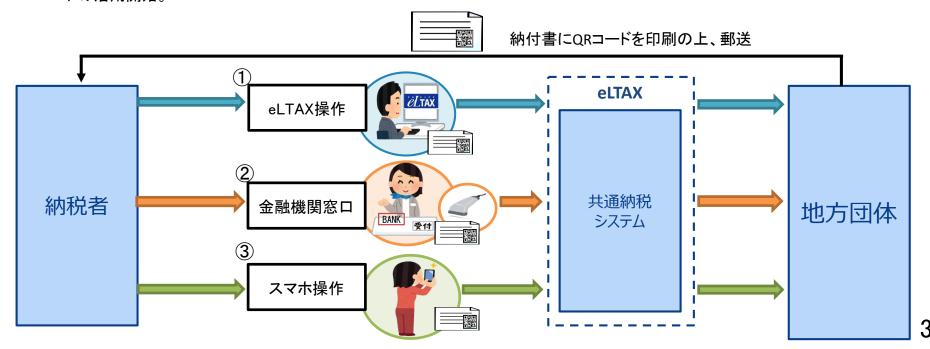
地方税におけるQRコードの活用について

1. 地方税におけるQRコードの活用について

- 固定資産税等の地方税(普通徴収)の納付書に統一規格のQRコードを付す。これにより、次のようなメリットがあると考えられる。
 - ① 地方税共通納税システムの賦課税目への対象税目拡大においては、納付書に付されたQRコードを活用し、これを読み込むことで、納税者の納付情報の入力等の操作が正確かつ簡単になる。
 - ② 金融機関窓口収納においては、金融機関がQRコードを読み取り、eLTAX(地方税共通納税システム)を経由して、地方団体に対し収納データを送信。現在、紙で行われている事務をデータの送受信で行う事により、金融機関、地方団体双方における事務負担を軽減。また、地方税共同機構が収納の事務を各金融機関に委託することで、指定金融機関等に限らず他の金融機関窓口での納税が可能となる。
 - ③ QRコードを活用したスマホ操作による納税が可能となり、いつでも・どこでも納税が可能となる等納税者の利便性が向上。

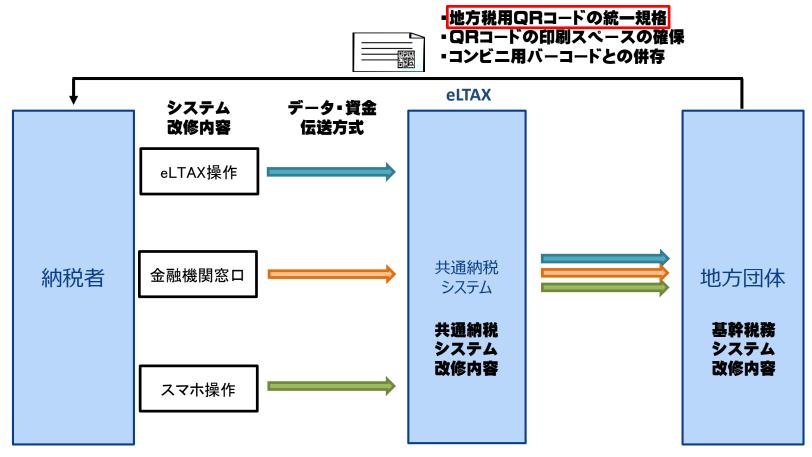
2. 実施スケジュール

- ①地方税共通納税システムでの納付、②金融機関窓口納付、③スマホ操作による納税の使用場面を想定し、本検討会において、地方税用QRコードの統一規格をとりまとめ、6月末までに公表。
- 関係機関のシステム改修・連携テストを経て、地方税共通納税システムの対象税目の拡大と合わせて、令和5年度課税分からQRコードの活用開始。



地方税におけるQRコードの活用に向けた主な検討事項

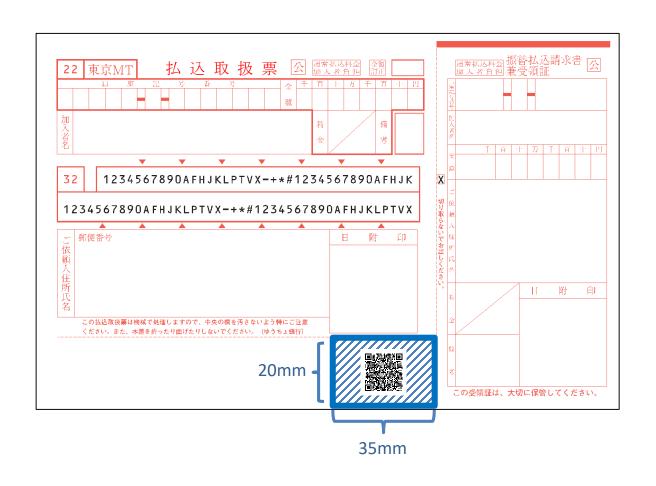
○ 地方税におけるQRコードの活用に向け、関係各所において検討を要する事項が存在するが、本検討会においては、まずは6月末までに、納付書に印刷するQRコードの統一規格について検討する。



- 各収納手段を地方税共通納税システムで利用する場合の制度的な整理
- 関係者のオペレーションの簡素化、効率化

地方税用QRコード規格検討の前提(印刷スペース)

- QRコードを全国の地方団体が統一的に利用することを考えた場合、全国統一様式であるゆうちょ銀行の「カク公」帳票をもとに検討することが適当と考えられる。
- ゆうちょ銀行においては、日附印欄の下20mm程度のスペースの活用を想定しているため、これを前提にQRコードの規格を検討することが必要。



QRコードの大きさの考え方について

- O QRコードの大きさは、
 - 使用する文字種
 - ・ 格納する情報量(桁数)
 - ・ 採用する誤り訂正能力(汚れや破損している場合でも、QRコードのデータの読取りを可能とする機能) 等により決まる。
- 今回の場合、印刷スペースが限られることから、QRコードの大きさから逆算してこれらの要素を検討する必要があるのではないか。
 - ・ 通常使用される誤り訂正レベルやプリンタの性能を考慮しつつ、20mm程度のスペースに印刷のズレ等を許容するための余裕を加味してQRコードを印刷することを考えると、バージョン5~7が適当か。
 - ・ QRコード決済の統一規格JPQRを念頭にデータ項目を構成する場合には、必須項目が定められていること や、データ記述方法(TLV方式)の特性上、格納可能なデータ量が小さくなることに留意が必要。

<誤り訂正レベルM、1セル当たり0.28mmとした場合>



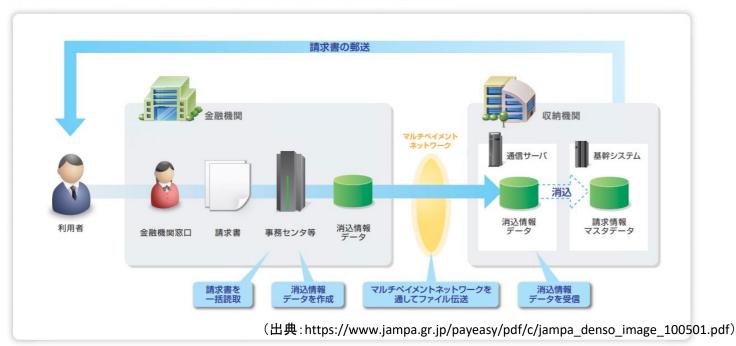
地方税用QRコード規格検討の前提(データ・資金の流れ)

令和5年度からQRコードの活用を開始するとのスケジュール及び関係機関におけるシステム改修の負担を踏まえると、既存の仕組みを可能な限り活用することが必要。

- ⇒・ eLTAX操作から地方税共通納税システム、同システムから地方団体への伝送については、現在活用している伝送ルートを活用。
 - ・ 金融機関から地方税共通納税システムへの伝送については、マルチペイメントネットワーク(一括伝送方式)の活用が考えられるか。その場合、地方団体がMPN用OCR情報(83桁)に準拠した情報をQRコードに格納し、金融機関が当該情報を伝送することとなる(既存電文フォーマットを変更する場合には、改修規模が大きくなる。)。

<ペイジー収納サービス「一括伝送方式」概要>

一括伝送方式は、金融機関が事務センタ等で<mark>請求書・納付書をOCR処理</mark>して一括消込情報を作成し、 当該情報をマルチペイメントネットワーク経由で収納機関へファイル伝送する方式です。



地方税用QRコードに格納する項目について

QRコードの印刷スペースや伝送方式による制約を前提に、次の観点から、必要となる項目を精査。

- ① 納付時に活用するもの(納付画面における案件確認等)
- ② 納付情報等をeLTAX(共通納税システム)を経由して地方団体に送付するために必要なもの
- ③ 地方団体における消込みに必要なもの
- ※ この他、将来的な多用途(他の収納手段や地方税以外の公金)での活用も考慮
- ※ JPQR仕様との調整(JPQRにおける必須項目のうち、必ずしも地方税におけるQRコード活用において必要性がない項目の取扱い等)も必要

地方税用QRコードに格納するデータ項目(案)について

| 項番 | 項目 | 文字種 | 桁数 | 想定される内容 |
|----|-------------------|---------|----|----------------------------|
| 01 | 仕様バージョン(JPQR関係) | 半角数字 | 2 | "01"を設定 |
| 02 | 静的・動的フラグ(JPQR関係) | 半角数字 | 2 | "12"(動的/請求書払い)を設定 |
| 03 | 宛先情報(JPQR関係) | 半角数字 | 29 | 機構法人番号(13桁)、統一店舗識別コード(16桁) |
| 04 | チェックディジット | 半角数字 | 2 | |
| | 機構の口座番号 | 半角数字 | 11 | 機構の共通口座番号 |
| | 払込金額 | 半角数字 | 11 | 今回納付額合計 |
| | 払込手数料の加入者負担/払込者負担 | 半角数字 | 1 | 手数料の負担者を識別する項目 |
| | 機関ID(収納機関番号) | 半角数字 | 5 | 機構をMPNの収納機関とする番号 "13800" |
| | 印紙税の要否の別 | 半角数字 | 1 | 領収書への印紙の要否を識別する項目 |
| | 税目·料金(納付区分) | 半角数字 | 3 | |
| | 拡張領域 | 半角数字 | 5 | |
| | チェックディジット | 半角数字 | 2 | |
| | 団体番号 | 半角数字 | 5 | 地方公共団体コード |
| | 税務事務所コード | 半角数字 | 3 | 税務事務所コード |
| | 案件特定+- | 半角数字 | 20 | 地方団体が付番する案件特定キー番号 |
| | 確認番号 | 半角数字 | 6 | 地方団体が付番する確認番号 |
| | 拡張領域 | 半角数字 | 8 | |
| 05 | 課税年度 | 半角数字 | 4 | 当該納付案件の課税年度 (西暦4桁) |
| 06 | 対象年度 | 半角数字 | 4 | 当該納付案件の対象年度 (西暦4桁) |
| 07 | 期別 | 半角数字 | 2 | 01=1期、02=2期、・・・ |
| 08 | 納期限 | 半角数字 | 8 | 当該納付案件の納期限 YYYYMMDD |
| 09 | 支払期限 | 半角数字 | 8 | QRコードを活用した支払期限 YYYYMMDD |
| 10 | 延滞金の取扱い | 半角数字 | 1 | 延滞金の受付の可否を識別する項目 |
| 11 | 消込キー情報 | 半角数字 | 44 | 地方団体の消込に必要な情報 |
| 12 | 拡張領域 | 半角数字 | | 使用バージョン次第 |
| 13 | eLTAX接続用URL | 半角英数+記号 | | QRコード読取り後、eLTAXに接続するためのURL |
| 14 | チェックディジット | 半角数字 | | |
| | 合計 | | | |

地方団体への還元データについて

- 収納情報については地方税共通納税システムを経由することから、同システムで使用している「納付情報管理 ファイル」及び「納付情報ファイル」を地方団体に還元することを想定。
- 金融機関から地方税共通納税システムに対しては、MPN一括伝送方式の仕様に従い、払込み金額等のQRコード 格納項目(P.9の項番04)に加え、金融機関コード、金融機関店舗コード、収納日、金融機関処理日等の情報を送信。
- 現在の地方税共通納税システムにおいては、インターネットバンキング及びダイレクト納付以外の収納手段は実装されていないことから、それら以外の収納手段に係る還元項目等については今後検討。

